

標題

UK MRV 制度に基づくデータ報告

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-1248
発行日 2021年10月13日

各位

2021年9月17日、英国政府は、船舶によるCO2排出量の監視・報告・検証制度(UK-MRV)の実施に関する通知(MIN 669)を発表しました。MIN 669は以下に掲載されています。

<https://www.gov.uk/government/publications/min-669-mf-reporting-emissions-data-into-the-uk-mrv-regime/min-669-mf-reporting-emissions-data-into-the-uk-mrv-regime>

EU-MRV 制度に類似したものである UK-MRV 制度を構成する法令は、「Merchant Shipping (Monitoring, Reporting and Verification of Carbon Dioxide Emissions) (Amendment) (EU Exit) Regulations 2018」に基づきます。

https://www.legislation.gov.uk/ukxi/2018/1388/pdfs/ukxi_20181388_en.pdf

今後2年間(2022年、2023年)のUK-MRV制度に関わる主要な要求と対応期限は以下の通りです。

- UK-MRV 制度の適用船舶と収集する排出量データは、EU-MRV 制度と同様。
- UK-MRV 制度では、2021年の排出量データの提出は要求されない。
- 船舶運航者は、2022年1月1日からUK-MRV制度下の船舶の排出量データの収集を開始すべきである。
- EU-MRVと同様に、報告期間中に船舶運航者が中古船を購入した場合は、報告期間終了時に完全な排出量報告書を提出できるよう、新会社の責任において、前所有者から必要な情報と排出量データを可能な限り早期に入手する。
- 英国とEEA(EU-MRV制度下の港湾)間の航海は、EU-MRV制度下で報告されるため、UK-MRVにおける報告の必要はない。
- 以下の航海の排出量データは、UK-MRV排出量報告書に含める必要がある。
 - ・ 英国内の港湾間の航海
 - ・ 英国と非EEAの港湾間の航海
 - ・ 英国港湾内での排出
 - ・ 英国と英国海外領土または王室属領(フォークランド諸島、ジブラルタル、マン島、ジャージーなど)の間の航海。

なお、上記の英国海外領土は英国の港とは見做さない。従って2か所の王室属領または海外領土間の航海は含めない。同様に、海外領土や王室属領の港湾から英国以外の港湾への航海も含めない。

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任を負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

- 2021年12月31日までに、検証された UK-MRV モニタリングプランが提供される必要がある。既に承認された EU-MRV モニタリングプランを有する船舶は、UK-MRV モニタリングプランを別途提出する必要はないと想定される。モニタリングプランの無い船舶は、可能な限り早期に検証機関へ提出しなければならない。
- 船舶運航者は、新たに取得した船舶について、当該船舶が英国の港湾に初めて寄港してから2ヶ月以内に検証機関へモニタリングプランを提出しなければならない。UK-MRV 制度においては、2022年1月1日から義務付けられる。
- UK-MRV モニタリングプランの写しの船上搭載は法的には要求されない(ただし、排出量データを適切に収集するべく、乗組員が写しを必要とする場合がある)。
- 各報告期間後の4月30日までに、前回の報告期間について検証済みの排出量報告書を英国主管庁に提出しなければならない。2022年のモニタリングデータを対象とした UK-MRV 制度による最初の排出量報告書は、2023年4月30日までに検証機関に提出しなければならない。英国政府は船舶運航者に対し、より早い時期、理想的には2月15日までの提出を推奨している。
- 各報告期間の翌年6月30日までに、前年度の報告期間に関わる有効な Document of Compliance(DoC)を船舶に搭載する必要がある。2023年6月30日以降、最初の DoC が各船舶への搭載されていないなければならない。英国の DoC は報告期間の終了後、18ヶ月間有効である。
- 英国は EU の THETIS-MRV データベースへのアクセスを有していない。データ報告は、現在開発中の別の排出量データベースに入力される。

モニタリングプラン、排出量報告書、DoC のテンプレートは、英国政府により順次公開される予定です。

ClassNK MRV-Portal のユーザーにおかれては、UK-MRV 制度の導入に伴う報告手続きの追加作業は発生しない見込みです。EU-MRV 及び IMO-DCS 制度の下で、既に ClassNK MRV-Portal に毎年の航海データが提出されていますので、UK-MRV への適合確認は、これらのデータを使用します。ただし、報告方法に変更があった場合には、速やかに連絡します。

なお、UK-MRV で要求されるデータは EU-MRV で要求されるデータと同様であることから、UK-MRV 対象の航海では貨物関連書類(B/L、積荷明細、積付計画書など)、補油量関連書類(BDN)を提出することが求められますことにご留意ください。

本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

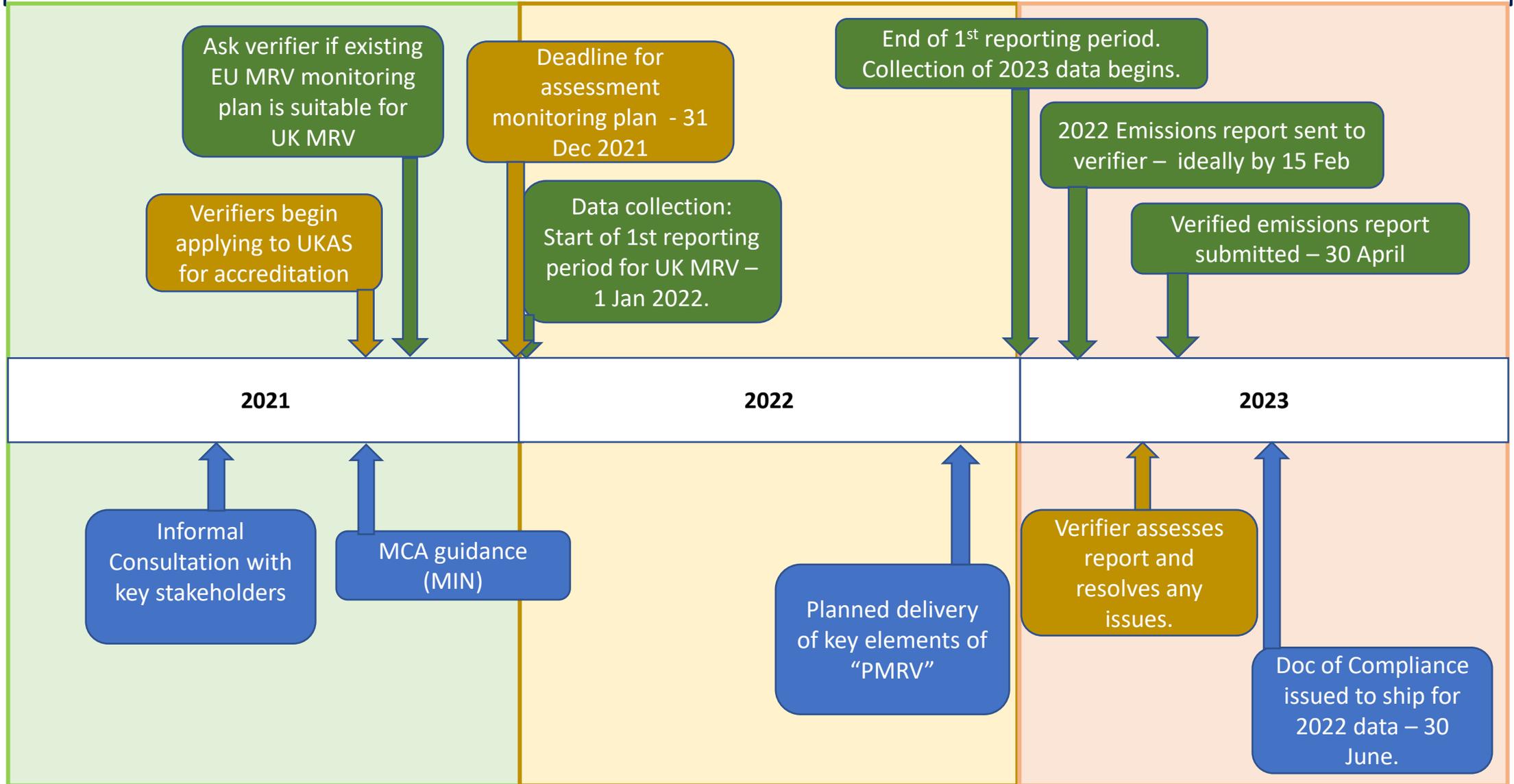
ClassNK MRV Portal サポートデスク

E-mail: mrvsupport@classnk.or.jp

添付:

1. Timeline for the implementation of the UK-MRV regime prepared by the UK Government

UK MRV Timeline



█ HMG lead

█ Ship operator lead

█ Verifier lead

Note by ClassNK: HMG stands for Her Majesty's Government, referring to the UK Government